その3

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を雇用したものであることを証明します。

令和7年　　月　　日

令和7年4月20日執行　丸亀市長選挙

候補者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運転手 | 住所 |  | |
| 氏名 |  | |
| 雇用年月日 | 報酬の額 | | 備考 |
| 令和7年4月13日 | 円 | |  |
| 令和7年4月14日 | 円 | |
| 令和7年4月15日 | 円 | |
| 令和7年4月16日 | 円 | |
| 令和7年4月17日 | 円 | |
| 令和7年4月18日 | 円 | |
| 令和7年4月19日 | 円 | |

備考

1　この証明書は、雇用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

2　運転手が丸亀市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運転手は、丸亀市に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。

5　同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。

6　候補者の指定した運転手以外の運転手は、丸亀市に支払を請求することはできません。